平成27年

第3回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨 時 会 =

平成27年5月21日(木) 1日

宮古島市議会

目 次

◎ 男3凹歸时云	0	第3	回臨時会
----------	---	----	------

o 招集告示 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1
o 上程案件処理結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2
o 応招議員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		3
○5月21日(議事日程第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
o 会期及び日程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		6
会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 1	. 3
会期を定めることについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 1	. 3
議案審議	1	. 3

宮古島市告示第108-1号

平成27年第3回宮古島市議会(臨時会)を次のとおり招集する。

平成27年5月13日

宮古島市長 下 地 敏 彦

- 1 期 日 平成27年5月21日(木)
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)
 - (2) (仮称) 宮古島市ごみ焼却施設等建設工事(管理棟 建築) 請負契約について
 - (3) 議決内容の一部変更について
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて (平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第1号))
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて (宮古島市税条例等の一部を改正する条例)
 - (6) 専決処分の承認を求めることについて (宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件名	提	案	者	提出月日	処理月日	結 果
議案	平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2	市		長	平成27年	平成27年	校工司油
第58号	号)	Ш1		文	5月21日	5月21日	修正可決
	議案第58号平成27年度宮古島市一般会計補	淮		加	,,,	"	可決
	正予算(第2号)修正案	議		貝	"	"	八 伏
議案	(仮称) 宮古島市ごみ焼却施設等建設工事(管	市		長	,,,	,,,	百安司池
第59号	理棟 建築) 請負契約について	111		文	"	"	原案可決
議案	議決内容の一部変更について		IJ		,,,	,,,	JJ
第60号	成(ア)分の 印象文(こう)・(,,		"	"	"
報告	専決処分の承認を求めることについて(平成		IJ		"	"	承認
第 2 号	27年度宮古島市一般会計補正予算(第1号))		"		"	"	予 的
報告	専決処分の承認を求めることについて(宮古		IJ		,,,	,,,	JJ
第 3 号	島市税条例等の一部を改正する条例)		"		"	"	"
報告	専決処分の承認を求めることについて(宮古		_				
,,,,,,,	島市国民健康保険税条例の一部を改正する条		"		"	"	IJ.
第 4 号	例)						

開会日(平成27年5月21日)に応招した議員

眞 勞	巻 城	德	彦	君		高	吉	幸	光	君
佐り	、本	洋	介	"		富	永	元	順	"
濱	元	雅	浩	"		新	城	元	吉	"
平	良	敏	夫	"		亀	濱	玲	子	"
下	地	勇	德	"		下	地		明	"
粟	玉	恒	広	"		垣	花	健	志	"
仲	間	賴	信	"		棚	原	芳	樹	"
國	仲	昌	\equiv	"		亚.	良		隆	"
上	里		樹	"		前	里	光	惠	"
上	地	廣	敏	"		山	里	雅	彦	"
嵩	原		弘	"		池	間		豊	"
仲	間	則	人	"		下	地		智	"
西	里	芳	明	"		新	里		聰]]

平成 27 年

第3回宮古島市議会(臨時会)会議録

平成27年5月21日(木) (議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成27年第3回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成27年5月21日(木)午前10時開会

日程	皇第	1		会議録署名議員の指名について			
IJ	第	2		会期を定めることについて			
IJ	第	3	議案第58号	平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)	(市	長提	出)
IJ	第	4	# 第59号	(仮称) 宮古島市ごみ焼却施設等建設工事(管理棟 建築)	請負	契約	につ
				いて	(IJ)
IJ	第	5	# 第60号	議決内容の一部変更について	(IJ)
IJ	第	6	報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成27年度宮古島	市一	般会	計補
				正予算(第1号))	(IJ)
IJ	第	7	# 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の		を改	正す
				る条例)	(IJ)
IJ	第	8	# 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保	:険税	条例	<i></i> ⊘−
				部を改正する条例)	(")

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成27年第3回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成27年5月21日(木)午前10時開会

月		曜	種	別		日					程	摘	要
					会議録署名議	銭員の)指名						
5	月21日	木	本会	議	会期の決定								
					議案上程、訪	胡,	聴取、	質疑、	討論、	表決			

会期=1日

議案第58号 平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)修正案

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により提出します。

平成27年5月21日

宮古島市議会 議長 眞榮城 徳 彦 殿

> 提出者 議員 富 永 元 順 IJ IJ 佐久本 洋 介 IJ IJ 上 地 廣 敏 濱 元 雅 IJ IJ 浩 平良敏夫 下 地 勇 德 IJ IJ IJ 嵩 原 弘 仲 間 則 人 IJ 西 里 芳 明 IJ 高 吉 幸 光 IJ 下 地 明 IJ 垣 花 健 志 棚原芳樹 IJ IJ IJ 平 良 隆

議案第58号 平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)修正案

議案第58号 平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)を次のとおり修正する。

第1条中「10,481千円」を「10,087千円」に、「34,343,293千円」を「34,342,899千円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正中次のとおり改める。

(歳 入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19. 繰入金			4, 898	272, 735
		267, 837	5, 292	273, 129
	0 甘入紀1人		4, 898	272, 728
	2. 基金繰入金	267, 830	5, 292	273, 122
21. 諸収入		252, 181	5, 189	257, 370
	4. 雑入	218, 467	5, 189	223, 656
-15- T	^ =I		10, 087	34, 342, 899
歳入	合 計	34, 332, 812	10, 481	34, 343, 293

(歳 出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費				
		5, 911, 163	394	5, 911, 557
	-1. 総務管理 費	F 977 990	20.4	F 977 799
		5, 377, 339	394	5, 377, 733
3. 民生費		11, 094, 306	4, 898	11, 099, 204
	1. 社会福祉費	5, 299, 631	200	5, 299, 831
	2. 児童福祉費	3, 919, 011	4, 698	3, 923, 709
10. 教育費		2, 723, 985	5, 189	2, 729, 174
	5. 社会教育費	698, 698	5, 189	703, 887
歳出	合 計		10, 087	34, 342, 899
		34, 332, 812	10, 481	34, 343, 293

◎修正の理由

歳入歳出補正予算額から39万4,000円を減額することとし、減額後の補正予算を歳出の2款総務費1項総務

管理費9目職員福利厚生費を削除し、それに伴い歳入の19款繰入金2項基金繰入金を39万4,000円減額する。 宮古島市職員は公僕として、市民の手本となる行動をとるべきであり、アルコール測定等のアルコールに 関することも自己管理及び自己責任において行うべきである。よって、公金でのアルコールセンサーの購入 は容認できないので、その購入費39万4,000円を補正予算から減額する。

平成27年第3回宮古島市議会臨時会会議録

平成27年5月21日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(26名)

(閉会=午後零時02分)

議	長(4 番)	眞榮城 德	彦 君	議 員(13番)	高	吉	幸	光	君
副議	長(17")	佐久本 洋	介 "	" (14")	富	永	元	順	IJ
議	員(1 ")	濱 元 雅	浩 "	" (15")	新	城	元	吉	"
JJ.	(2 ")	平 良 敏	夫 "	" (16")	亀	濱	玲	子	IJ
JJ.	(3 ")	下 地 勇	德 "	" (18")	下	地		明	"
JJ.	(5 ")	粟 国 恒	広 "	" (19")	垣	花	健	志	IJ
JJ.	(6 ")	仲 間 賴	信 "	" (20")	棚	原	芳	樹	"
JJ.	(7 ")	國 仲 昌	<u> </u>	" (21")	平	良		隆	IJ
"	(8 ")	上 里	樹 "	" (22")	前	里	光	惠	IJ
JJ.	(9 ")	上 地 廣	敏 "	" (23")	Щ	里	雅	彦	IJ
JJ.	(10")	嵩 原	弘 〃	" (24")	池	間		豊	IJ
"	(11")	仲 間 則	人 "	" (25 ")	下	地		智	IJ
"	(12")	西 里 芳	明 "	" (26 ")	新	里		聰	IJ

◎欠席議員(0名)

◎説 明 員

市		長	下	地	敏	彦	君	総	務	課	長	久	貝	喜		君
副	市	長	長	濱	政	治	IJ	財	政	課	長	下	地	美	明	"
総	務 部	長	村	吉	順	栄	IJ	税	務	課	長	前	里	敏	夫	"
福	祉 部	長	譜夕	人村	基	嗣	IJ	教	-	育	長	宮	國		博	IJ
生	活環境	部 長	亚	良	哲	則	"	教	育	部	長	仲急	宗根		均	"
上	下水道台	邪 長	砂	Ш		嚴	IJ	生	涯 学	習部	長	奥	原	_	秀	"
企画 開発	Ĩ政策部長兼 プロジェク ┣	·振興 ·局長	友	利		克	<i>II</i>									

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 上地栄作君 事 係 長 仲 間 清 人 君 議 伊波則知" 係 茜 次 長 議 事 下 地 IJ 次 長 補 佐 友 利 毅 彦 "

平成27年第3回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成27年5月21日(木)

1,201,107,12	1 1 (/14)
宮古島市監査委員の砂川正吉委員、富永元順委員の両名から、平成27年	1月分、
2月分の例月出納検査結果報告があった。	
3月26日 JAおきなわ情報管理センターで開催された「第26回宮古土地改良区通常	常総代会」
に出席した。	
3月28日 宮原小学校体育館で挙行された「宮原小学校閉校式」に出席した。	
久松地区公民館で開催された「平成26年度『沖縄、ふるさと百選』受賞	祝賀会」
に出席し、祝辞を述べた。	
3月29日 下地与那覇で開催された「与那覇地区防災センター落成式」に出席し、祝	辞を述べ
た。	
3月30日 沖縄県市町村自治会館で開催された「平成27年第1回沖縄県市町村総合	事務組合
議会定例会」で議長を務めた。同定例会では組合長の選挙があり、高良文夫	本部町長
が指名推薦により選任された。また、平成26年度補正予算4件、平成27	年度当初
予算4件、その他3件の計11件の議案が可決された。	
3月31日 市内ホテルで開催された「平成26年度退職者激励昼食会」に出席した。	
4月 3日 市内ホテルで開催された「宮古島商工会議所設立40周年記念式典・祝賀	会」に出
席し、祝辞を述べた。	
4月 5日 与那覇前浜ビーチで開催された「海族まつり・サンゴの楽園未来まで集ま	れ遊ぼう
宮古島の海びらき」に出席し、テープカットを行った。	
4月14日 平良西原で開催された「宮古島ちゃんとした発電所竣工式」に出席し、祝	辞を述べ
た。	
4月17日~ 19日開催の「第31回全日本トライアスロン宮古島大会」の開会式や表	彰式など
20日 の関係式典に出席したほか、大会当日は完走メダル授与を行った。	
4月22日 平良東仲宗根で開催された「はなぞのこどもえん」の竣工式に出席した。	
4月24日 旧沖縄県立宮古病院跡地で開催された「平良児童館起工式」に出席した。	
4月25日 宮古島市中央公民館で開催された「第31回全日本トライアスロン宮古島	大会ボラ
ンティア感謝の集い」に佐久本洋介副議長が出席した。	
4月27日 与那国町で開催された「平成27年度第1回先島市町村議会議長会定例総	会」に佐
	在
久本洋介副議長が出席した。同総会では、平成26年度会務報告、平成26	1 /2/////
久本洋介副議長が出席した。同総会では、平成26年度会務報告、平成26 歳出決算の認定がされたほか平成27年度事業計画、平成27年度歳入歳出	
	予算が可
歳出決算の認定がされたほか平成27年度事業計画、平成27年度歳入歳出	予算が可
歳出決算の認定がされたほか平成27年度事業計画、平成27年度歳入歳出 決された。また、役員改選が行われ、会長に糸数健一与那国町議会議長、副	予算が可会長に森

4月30日	沖縄県市町村自治会館で開催された「平成27年度沖縄振興拡大会議」に出席した。
5月 7日	宮古島市平良庁舎で開催された「『美ぎ酒飲み運動』に関する協定締結式」に出席
	した。
5月13日	宮古島市平良庁舎で開催された「第6回エコアイランド宮古島マラソン実行委員会
	総会」に出席した。
	下地敏彦市長より平成27年第3回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知
	とともに付議すべき議案の送付があった。
5月15日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、5月21日の1日とするの
	が適当であると決した。
5月17日~	18日、秋田県男鹿市で開催された「平成27年度防衛省全国情報施設協議会役員
19日	会」に出席した。同役員会では、「平成27年度防衛省全国情報施設協議会総会」へ
	の提出議案について審議された。
	以上

◎議長(眞榮城德彦君)

ただいまから平成27年第3回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

(開会=午前10時00分)

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告書についてはお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において高吉幸光君と粟国恒広君を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日5月21日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第58号から日程第8、報告第4号までの計6件を一括議題とし、提案者から提案 理由の説明を求めます。

◎市長(下地敏彦君)

平成27年第3回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、議決議案2件、報告3件の合計6件であります。

最初に、議案第58号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。 今回の補正は1,048万1,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額を343億4,329万3,000円と定めてあります。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第59号、(仮称) 宮古島市ごみ焼却施設等建設工事 (管理棟 建築) 請負契約について。(仮称) 宮古島市ごみ焼却施設等建設工事(管理棟 建築) 請負契 約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に よって議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第60号、議決内容の一部変更について。宮古島市公共下水道宮古島市浄化センターの建設工事委託に関する協定は、宮古島市浄化センターの長寿命化計画に基づいて締結したものでありますが、実施設計が終了し、精査したところ、平成27年度の事業費の減が生じたため、契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告3件について一括してご説明申し上げます。報告第2号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第1号))、報告第3号、専決処分の承認を求めること

について(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。以上報告については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上、今回提出した議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお 願い申し上げます。

◎議長(眞榮城德彦君)

これで市長の提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第58号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)については、富永元順君外13名の 連名により、修正案が提出されております。

議案第58号平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)修正案について、提出者から説明を求めます。

◎富永元順君

それでは、修正案を提出したいと思います。

議案第58号平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)修正案。上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により提出します。平成27年5月21日、宮古島市議会議長、 真榮城德彦殿。提出者議員、富永元順、佐久本洋介、上地廣敏、濱元雅浩、平良敏夫、下地勇德、嵩原弘、仲間則人、西里芳明、高吉幸光、下地明、垣花健志、棚原芳樹、平良隆。

議案第58号平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)修正案。

議案第58号平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)を次のとおり修正する。

第1条中「10,481千円」を「10,087千円」に、「34,343,293千円」を「34,342,899千円」に改める。

修正の理由。歳入歳出補正予算額から39万4,000円を減額することとし、減額後の補正予算を歳出の2款総務費、1項総務管理費、9目職員福利厚生費を削除し、それに伴い、歳入の19款繰入金、2項基金繰入金を39万4,000円減額する。宮古島市職員は公僕として、市民の手本となる行動をとるべきであり、アルコール測定等のアルコールに関することも自己管理及び自己責任において行うべきである。よって、公金でのアルコールセンサーの購入は容認できないので、その購入費39万4,000円を補正予算から減額する。

◎議長(眞榮城德彦君)

これで修正案の説明は終わりました。

これより市長提出議案及び議員提出修正案について質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

質疑をさせていただきます。

まず、議案第58号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)についてですけれども、歳入のほうでですね、5ページお願いします。財政調整基金繰入金、これ財政調整積立基金のことだと思うんですけども、この基金については宮古島市財政調整積立基金条例がありまして、今回繰り入れたというのもこの条例に基づいていると思うんですけれども、これは第5条でですね、繰替運用というのがあります。それから、第6条で処分というのがありますけれども、これ、どの条項に基づいての繰入金なのかというの

を教えていただきたいと思います。

それから、次は歳出のほうですね。8ページですけれども、合同慰霊祭実行委員会補助金が20万円補正で上がっています。これ当初で100万円計上されています。去年までは各地区ごとにやっていたと思うんですけども、去年は合計したら36万円という予算額でしたけれども、今回の20万円増になるという理由を教えていただきたいというふうに思います。

それから、10ページのほうですね。文化財保護の部分で、特定財源がその他というふうになっていて、 歳入のほうでの説明では、民間開発等に伴う事業者の負担金となっているんですけども、これについても ちょっと教えていただきたいと思います。

次は、提出議案のつづりのほうのですね、4ページ、議案第60号、議決内容の一部変更についてですけれども、公共下水道の事業費のですね、今回一部を変更する協定ということで出ているんですけども、かなりの額が減になっているんですけども、これの理由を教えていただきたいと思います。

それから、22ページですね。22ページのほうで宮古島市税条例の一部改正というのがあるんですけども、これ第1条となっています。そして、26ページに行ったら、今度は宮古島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正という、第2条というふうになっているんですけども、この税条例の一部改正、それからまた一部を改正する条例の一部改正というもの、ちょっとよくわからないので、この辺の違いを教えていただきたいと思います。

◎福祉部長 (譜久村基嗣君)

合同慰霊祭実行委員会補助金、20万円の増額分についてのご質疑でございました。会場設営費、当初37万2,000円を予定しましたけども、委託業者との調整のもとで、どうしてもひな壇の費用が少しかさむということで、20万円の補正をしている内容になります。あとは変わりません。よろしくお願いいたします。済みません。献花する花ですね、この本数もふえましたので、こういう形でふえました。

◎上下水道部長(砂川 嚴君)

1億1,670万円の減についての理由との質疑でございます。当初の協定では、平成25年度に策定しました 宮古島市公共下水道長寿命化計画に基づいての金額で一応契約いたしました。しかしながら、その後、これはあくまでも概要的な金額でありまして、その後、実施設計をしまして、精査したところですね、一応機器とか、ポンプ類、脱水機など機器、直接工事費、また間接費等で一応減額ということになりまして、今回精査した結果、1億1,670万円の減ということであります。

◎生涯学習部長(奥原一秀君)

議案第58号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)の10ページの文化財保護費についての説明を申し上げます。

特定財源のその他の471万4,000円ですけども、この歳入につきましては、上野宮国にありますユニマット社の発掘調査をするということで、向こうには新しく宿泊施設を建設する予定がありまして、その予定地に宮国元島の遺跡が予備調査のところで出ているということで、ユニマット社と相談をして、調査に入るという事業者の負担の部分でございます。

◎総務部長(村吉順栄君)

議案書の22ページ、宮古島市税条例等の一部を改正する条例ということで、これは地方税法等の一部を

改正する法律等、平成27年4月1日から施行の部分にかかわる市の条例改正でございます。それで、26ページ、宮古島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正とうたわれていますのは、平成26年度の地方税の改正に伴う市条例の改正ですが、これが1年間延びるということの改正でございます。

財政基金についてのご質疑がございました。これは、宮古島市財政調整積立基金条例第6条第3号、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるということでの処分でございます。

◎國仲昌二君

これちょっと今宮古島市財政調整積立基金条例の第6条第3号が適用されるということですけれども、この補正予算、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費とあるんですけど、これは当たらないということですね。その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときとあるんですけど、この部分が適用されているという答弁なんでしょうか。もう一度お願いします。それとあと、税条例の提出議案のつづりの26ページの説明の中で、平成26年度適用で、1年延びるという答弁だったと思うんですけど、ちょっとよくわからないので、もう一度お願いしたいと思います。

◎総務部長(村吉順栄君)

まず、宮古島市財政調整積立基金条例の条例なんですけど、先ほど述べたように、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるということでの処分でございます。

次に、税条例ですが、議案書の26ページにつきましては、平成28年度から施行の部分でございます。

◎國仲昌二君

基金の繰入金ですけれども、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときという 部分を適用した繰り入れというのは、本当にそういうふうなものに該当するのかなという疑問があります けれども、これは、これを適用したということなので、やめます。

それから、提出議案書26ページの先ほどの宮古島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正というのは、平成28年度適用という説明がありましたけれども、もうちょっとわかりやすくといいますか、教えてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

◎総務部長(村吉順栄君)

今回の宮古島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正での軽自動車部分については、軽自動車のグリーン化による減税部分と、それから新車の登録から起算して14年を経過した軽自動車税の場合に重課といいますか、おおむね20%加算されて課税されるということで、今指摘されている部分はその重加算に係る部分でございます。

◎議長(眞榮城德彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

私は、2点質疑をさせていただきます。

まず、報告第3号の専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)ですけれども、議案書の20ページから始まりますけども、その税条例等の改正、これはもう国の法律改正があって、それが4月1日から実施ということで、専決処分という形になっていると思いますけども、こ

の地方税法等の改正に当たって、理由とですね、概要、これについて国はどのように説明をしているのか、 それをお伺いします。

それから、2点目に軽自動車税の引き上げについてですけども、去年これは条例改正があって、私は反対をいたしました。いわゆる今回原動機付自転車も2輪車も税率引き上げを、要するに消費税率の10%の実施が先送りされたということに伴って、1年先送りということになるわけですけども、この改正をしなかった場合、いわゆる延期をしなかった場合に、幾らの税収が見込まれていたのか、台数と金額ですね、それをお伺いいたします。

次に、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)ですけども、この中身は条例の第2条と第23条の改正になっています。それで、この2点についてお聞きいたしますが、年間所得幾らの世帯が介護分、医療分、それから後期高齢者支援分、これが引き上げられ、賦課限度額引き上げになりますけども、幾らの引き上げになるのか、お伺いします。

それから、改正の理由ですね、これは国はどのように説明しているのか、お伺いします。

それから、2点目の第23条の改正についてですけども、軽減対象世帯、いわゆる税の軽減措置が拡大されることになりますよね。これまで軽減策が適用されなかった方々が2割軽減になります。2割軽減だった世帯が5割軽減にそれぞれ拡大されますけども、そのことによって宮古島市では何世帯がその対象になっているのか、それぞれの2割、5割軽減の対象で世帯数をお答えください。

それから、軽減によって、2点目に、それぞれ幾らの軽減がされるか、それでトータルで平均して1世帯当たり幾らの軽減になるのか、お伺いします。

それから、3点目に、税収がその分減るわけですよね。その税収の穴埋めはどこが行うのか、お伺いします。

◎総務部長(村吉順栄君)

まず、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例) については、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたため、法人市民税、個人 市民税、軽自動車税、固定資産税の改正を行うものであります。その主な内容としましては、法人市民税 においては、均等割税率の課税標準である資本金等の額の基準改正と均等割の課税標準の改正でございま す。

次に、個人市民税については、ふるさと納税の特別控除額の拡充と確定申告を行わない給与所得者等が納税を行う場合に申請手続の簡素化を図るものであります。また、消費税10%への引き上げ時期の変更に伴い、個人住民税における住宅ローン減税制度の対象期間を延長するものであります。

次に、軽自動車税については、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽4輪等について、 その燃費性に応じた軽減課税、グリーン化特例と言っておりますが、を導入するものであります。一方、 新規登録から、先ほど述べたように、14年を経過した車両については、税額におおむね20%を上乗せした 重課税額となります

固定資産税については、平成9年度から導入の土地の負担調整措置を平成27年度から平成29年度の3年間延長するものであります。

質疑の2点目の延期をしなかった場合幾らの増収が見込まれていたかという点にお答えいたします。平

成27年度税制改正に伴い、軽自動車税について、原付自転車や2輪車に係る税率の引き上げ時期が平成27年 4月1日から平成28年4月1日に1年延期されました。税率引き上げを延期しなかった場合の原付自転車 及び2輪車に係る税額は、平成27年度当初調定分で見ると、対象車両が8,106台、調定額が2,021万4,800円 となり、現税率と比較すると804万4,000円の増収が見込まれます。

◎生活環境部長(平良哲則君)

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてでありますが、まず同条例の第2条関係の改正についてお答えします。

1点目に、年間所得が幾らの世帯が医療分、後期高齢者支援分、介護分の賦課限度額に該当するかというご質疑でありますが、夫婦2人の所得と子供3人の家族の場合で国保税を試算しますと、医療分については賦課限度額が52万円に対しまして、年間所得は約565万4,000円が該当します。後期高齢者支援分につきましては賦課限度額が17万円に対しまして、年間所得は約754万円が該当します。また、介護分につきましては賦課限度額が16万円に対しまして、年間所得が約726万円が該当というふうになります。

次に、改正の理由でありますが、今回の改正は低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大する ためのもので、法改正によりまして、国民健康保険被保険者の中低所得層の保険税負担の軽減を図るとい うことになります。

次に、同条例の第23条関係の改正についてお答えします。まず、軽減対象世帯の2割軽減と5割軽減は それぞれ何世帯になるかというご質疑でありますが、平成27年2月末の賦課台帳で試算しますと、平成27年 2月末現在で、2割軽減世帯が1,169世帯、5割軽減世帯が2,162世帯で、改正後の平成27年度では、2割 軽減世帯は、軽減対象外世帯から新たに約100世帯が該当になります。また、5割軽減世帯は2割軽減世帯 から約107世帯が移行しますので、5割軽減世帯は2,238世帯と見込んでおります。

次に、軽減によって、それぞれ幾ら軽減されますかという質疑と、それから平均すると幾らの軽減かという質疑でありますが、2割軽減世帯は軽減対象外世帯から約100世帯が移行するが、そのかわり5割軽減世帯に107世帯が移行しますので、実質2割世帯は7世帯が減となりまして、軽減額は約11万1,000円の減というふうに見込んでいます。また、5割軽減世帯は2割軽減世帯から約107世帯が移行しますので、5割軽減世帯の軽減額は約460万円増加するというふうに見込んでおります。なお、今回の改正による軽減額は、平均しますと1世帯当たり2万1,686円となっております。

最後に、税収が減少する分の補充でありますが、これにつきましては保険基盤安定負担金を用いまして、 県が4分の3、それから市が4分の1の負担をすることになります。

◎上里 樹君

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)ですけども、ただいまの説明で法人税や市民税の改正だという説明がありました。それで、法人税の改正とか、そういった改正に伴って、本市への影響はどうなるのか、本市への影響についてご説明お願いします。

それから、軽自動車税の改正のところでグリーン化特例ということがありましたけども、これは環境を 守る立場からのものだと思いますけども、そのグリーン化特例というのはどういうものなのか、ご説明お 願いします。

それから、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を

改正する条例)は、それぞれ軽減世帯、2割、5割が拡大されて、2,000世帯余りが対象になっていくというご説明でした。そこで、お伺いしますけども、その税収が減る分について、保険基盤安定基金で県が4分の3、市が4分の1とありましたけども、これ国はどのような対応を予定していますか。国の対応策もご説明お願いします。自治体の4分の1の対応という宮古島市のがありますけども、これは新たに一般財源から出していく形になりますか。それについての説明もお願いします。

◎総務部長(村吉順栄君)

法人税割の改正については、2.6%の減になる見込みでございます。これについては、国のほうで基金を 創設しまして、その分は交付税で配分されると聞いております。

それと、軽自動車のグリーン化特例の件ですが、先ほども申し上げましたが、平成27年度4月1日から 平成28年3月31日までに新規取得した自動車にかかります。その対象車は、議案書の25ページをお願いし たいと思います。四角い枠が3つございます。その一番上のほうが対象自動車が電気自動車等でございま す。これが税率をおおむね75%軽減いたします。次の中段の枠のほうですが、平成32年度燃料基準を20% 達成した車について、税率をおおむね50%軽減ということです。一番下の枠なんですが、平成32年度燃料 基準を達成した車が税率をおおむね25%軽減する内容となっております。

◎生活環境部長(平良哲則君)

税収の減収分に対する質疑になりますが、まず税収の保険税軽減分につきましては県から4分の3の補助があります。これは、一般財源で一応収入を受けます。それに市の財源の4分の1を加えまして、特別会計に繰り出すという方法をとっております。

それから、税の軽減措置に対しましては、国の支援はありません。

◎上里 樹君

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)ですけども、ただいま法人税関係の改正によって2.6%の減収になるということですけども、これは金額にして幾らになるのか。既にこれについては当初予算でもう対応されている数字になっていると思いますけども、共通認識を得るために、あえてお聞きいたしますが、金額をお答えください。

それで、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、かねてから住民も、議会でも要求してきた負担の軽減を図れという要求に応える形になっている中身でありますから、関係各位の努力に対して敬意を表したいと思います。

◎総務部長(村吉順栄君)

約1,500万円の減でございます。

◎議長(眞榮城德彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

手短に2点ばかり質疑したいと思います。

まず、議案第58号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)の中から7ページの9目に職員福利厚生費で39万4,000円の補正がされている。これ説明のところを見てもなかなかわからないんで、全員協議会でそれとなく聞きましたら、アルコールセンサーだというんで、どういうのに使うのかといったら、

職員のアルコールセンサーを、市に、庁舎内に備えていて、アルコール濃度を測定するんだという副市長の説明だったんで、これを聞いたとき唖然として、びっくりしたんですよね、もう。こういう感覚で予算を措置してくるのかなと思ったら、案の定、きょう多くの議員からやっぱり修正案が出されています。この点について市長に質疑いたします。どういうことからこのような考え方を持って、しかも市民の税金を使って職員のアルコール濃度の測定をしようというように思い至ったのかという、これは市長にぜひ答弁していただきたい。

それから、説明のところにもですね、職員福利事務費とあるんで、これは全員協議会で聞かなければですね、職員の福利厚生のために使うもんだと思ったわけですよね。具体的にやっぱりこういうところには、説明のところにわかるように書いておかなきゃいかんという思いもしましたんで、その辺も指摘しておきたいんですけど、まず市長のね、この予算措置をしたことに対する考え方、それ妥当であったのかどうか。それから、多くの議員から出ている予算の修正案に対してどのように受けとめ、どういう考えを持っているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、次の9ページ、保育所費についてであります。469万8,000円補正されているんですけど、これ委託料が257万3,000円、ほぼ同額がまた事務費として計上されている。これは、どのような事業で、説明会では保育士を養成するための事業みたいなことを聞いたんですけど、具体的にね、本市においては大体何名ぐらい保育士が不足していて、それに対して保育士の確保のための予算なのかどうか。それは、どういう過程で保育士の資格を得るようになっているのか。それを資格を得た場合に、ほぼ全員本市によって何らかの形で保育所に雇用されるのかどうかまでを含めて、せっかく予算措置してあるわけですから。本来ならば、これは当初予算でちゃんと計画してやるべきなんですけど、だろうと思うんだけど、わざわざ補正で出てきているものですから、どういう事情があって補正でにわかにこういう予算措置をしたのかも含めてご説明をよろしくお願いします。

◎市長(下地敏彦君)

アルコールセンサーをお願いした理由なんですけれども、これまで酒を飲んだら車を持つなと、そういうことは再三職員に対しても強く指導してまいりました。しかし、実態として宮古島の酒の飲み方を見た場合にですね、翌日まで残る可能性はたくさんあるわけです。現にそれで酒気帯びで職員が捕まっているわけですね。ですから、市役所に来るまでは、それは自己責任だと思います。したがって、しっかりと管理するのはみずからの責任においてやるべきだと、認識は同じであります。しかし、一旦市役所に出勤した後、公務で公用車を持つ場合に、まだ酒が残っているかどうかというのはどうやって知るのかと。これは、アルコールセンサーで測定してみない限りはわからないだろうということであります。一般の企業においてもそうですけれども、雇用者側の責任というふうなものがあると思います。したがって、一旦出勤した後、まだ酒が残っているかどうかというのは十分検証して、公用車を持たせたい。それが安全運転につながるし、事故の防止にもつながると、そういう思いで今回補正をお願いしているところであります。

◎総務部長(村吉順栄君)

予算の計上の中で7ページのところですが、なぜ説明のところにそれを書かなかったかということですけど、今システム上では消耗品費というふうに出るようになっております。

◎福祉部長 (譜久村基嗣君)

まず、この予算の計上の経緯なんですが、宮古島市、待機児童が4月1日現在で48人出ております。従 来よりその待機児童の対策については鋭意努力してきたところでありますけども、まずその解消はされて いません。その要因なんですが、それを解消するためにどういったことをしないといけないかということ になりますけども、まず保育士の確保をしないといけないという問題が1つ。それから、保育所の数をふ やす、定員増というものも課題じゃないかなと思っております。そこで、保育士の不足、それから待機児 童の解消についてはこれまでも何度か那覇に出向いたり、関係する機関との相談、調整をしながら、ぜひ 宮古島市に保育士の確保をお願いしたいということで、学校等にも訪問いたしまして、お願いしていると ころでありますけども、まだその改善はされていない状況であります。そこで、こういう状況が全国的に あるということはもうご承知のとおりだと思うんですが、厚生労働省が動きました。そこで、今全国で待 機児童が多い都道府県が、国が指定するのが神奈川県、それから大阪府、それから沖縄県、千葉県、千葉 県については特定で成田市ということを定めて、この4カ所、特定地域ということで定めまして、保育士 の確保については、この4カ所の4地域については、4都道府県については、従来の通常試験、年1回す る保育士試験の通常試験といいますけども、それ8月に行いますが、その4カ所については地域限定型の 保育士確保の試験をやりたいということで、沖縄県からは、宮古島市に入った通知では、4月9日に入り ました。そういう意味からすると、やっぱり補正で対応しないといけないという状況になりまして、宮古 島市、調整した結果、この取り組みをしたいということで、独自の事業をすることにしました。先ほど総 務部長からも話がありましたように、その確保するために、じゃどういうことで、補助もない状況で事業 をするわけですから、どういう状況でするかということで、先ほどお話がありました基金の急な形での取 り組みとなったわけでございます。

それから、委託先なんですが、これは県が、この事業を推進するに当たって県が指定したNPO法人の沖縄県学童・保育支援センターというところに委託をするということで、うちもそこにお願いをいたしまして、講師の確保、それからいろんな経費のことを今委託料と、それから費用についての計上させていただいております。このことについては、2回の試験がですね、2回目の地域限定型のテストが10月を予定していますので、そのための講習、事務費についてはその那覇から派遣してくれる職員の保育士確保のための講師の講師料とか、それが主な経費になります。それと、旅費ですね。それが主な経費になりまして、10月と8月に行います。地域限定については10月になります。

それで、この効果といたしましては、継続して、9科目の試験がありますけども、通常試験で仮に5科目、6科目合格した場合には、継続して、地域限定型で、あと残りの4科目、3科目を合格すればクリアということになります。ただ、特例といたしまして、この試験を活用して合格した保育士については、3年間はこの地域に勤めることが条件になります。あと3年以降になれば、全国の通常試験と同じような資格になりますので、3年以降は、3年間勤務して、4年以降は全国的に通用する資格となりますので、そういうような形で展開していきたいと、事業をしていきたいと思います。

◎新城元吉君

市長の答弁を聞いて、やっぱりもっとものように聞こえるんですけど、納得いかないんですね、市民としてはね、恐らく。我々も。何か市役所まで通勤した後、二日酔いか何か、アルコールの酒気帯びているかどうか。市役所まではそういう状態で出勤してくる。市役所に来てから公用車を運転する場合にアルコ

ールセンサーを使うと。じゃ、通勤する過程は本人の責任、それから後は行政の責任になるおそれがあるから、市長の責任にね、アルコールセンサーを使うというように聞こえるんですけど、これは出勤途中であれ、あるいは公用で勤務時間中であれ、アルコールについてはですね、やはり本人の自己管理責任のもとに、自己責任があるわけですから、こういうことについてアルコールセンサーを行政側が用意するということはもう絶対あり得ない、不思議な感覚なんですよね。ですから、市長の答弁の仕方は市民になかなか説明責任としては受け入れられないだろうと思うんですけど、そういうような、じゃなぜ予算についての修正案も出たのかということも勘案した場合に、今の答弁を改めるような考え方はないのかどうか。やはりあくまでも酒酔い運転については徹頭徹尾本人の自己管理責任ですから、勤務中であれ、勤務外であるにしろね、だからそれは本人に任すべきことであって、行政がそこまで市民の税金を使って職員のアルコール濃度測定するというような考え方は、本来が間違っていると思うんですけど。それと、もう一つ答えていられないのは、議員から、多数の議員からのこの予算に関する修正案が提出されているんですけど、それはどのように受けとめているんですかということですね。

それから次に、保育士の養成の問題ですけど、市民に聞いてみますとですね、保育士の資格を持っている人たちはいっぱいいると聞いているんですよね。待遇が余りよくないもんだから、介護士になっている方々も結構いると。それで、そこに流れていくということなどもあるわけです。ですから、そういうような具体的な待遇の面も十分ね、考慮した上で保育士養成の予算というのは考えられるべきであるのではないかと思うんですけど、その点については考えたことはあるんですか。待遇について。待遇をよくすれば、やっぱり介護士に流れていった保育士の資格を持っている方々が戻ってくるというようなことは、行政として考えたことあるのかどうか。この2点で説明お願いします。

◎市長(下地敏彦君)

私がさっきから言っているのはですね、出勤して、公用車を持つわけです。自分の車じゃないんですよ。公用車の管理は、市が責任を持ってやらなければならない。その公用車を酒気帯びで運転するかどうかと、させないようにするというふうなのは、雇用者として当然考えるべきだと思うんですね。一旦事故を起こして、これが酒気帯びでありましたという場合に、では雇用者としては、それは個人の責任だからという形だけで済むのかどうか。一般の企業ではそうなっていないはずです。だから、同じようにしっかりとアルコールが入ったままの運転はさせないということを徹底したいと、そういう思いで提案をしているところです。

(「その修正案については」の声あり)

◎福祉部長 (譜久村基嗣君)

新城元吉議員がおっしゃるように、宮古島市においては、潜在の保育士は、いることは間違いないんですよ。ですが、高齢化というか、お年を召した方が多いということと、確かにですね、健全な子供たちを育成する、育むという意味では、やっぱり大学を卒業して、子供たちとともに、一緒にできる保育士の皆さんが一番適当かなと考えたりもしています。これは、市としての考え方もそう考えています。この7年間で、宮古島市、公立の保育所だけで限って言いますと、この7年間の退職者が34名います。これは率にするとですね、もう既に逆転をしていますけど、非常勤の職員と本採用の職員がもう既に48%と52%になっていますけども、これがこのままの状態でいきますと、もう公立の保育所を運営できない状況になりま

す。市としては、この対策をしないといけないということで、今回の保育士確保の事業をすると、導入するということですので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

◎新城元吉君

このね、アルコール濃度の測定についてはですね、これを備品として備えるという感覚がどうしてもやはり市民にも受け入れられないだろうし、一般的に考えてもね、市長が思っているほど賛成する人はいないと思うんですよ。どう考えてもアルコール、いわゆる酒酔い及び酒気帯びで起きるいろんな事件というのは本人の、全て本人の責任に起因すべきであって、責任は本人に行くべきであって、これを何か行政がそういうことがないように管理していくというような、アルコールセンサーを購入してまでやるというような、こういう感覚ね、市長のね。それは、安全に、安全にというのはわかるよ。職員にそういうのを、酒気帯び運転をしないように、酒酔い運転をしないように、酒の飲み方を徹底するように、これは指導していくのは市長としては当然強くあってもいいんですけど、それを守らない結果についてまで市長がですね、やっぱり配慮するという感覚でこうやって予算をつくるというのは、どう考えても納得いかないんですよね。多くの市民はどのように受けとめているか。これは、もう週刊誌も興味を持って取り上げるぐらいのね、おもしろいというか、非常に社会的にも影響を与える考え方じゃないかなという思いで私は受けとめているんですけどね、この感覚のずれというのがあるもんですから、その辺の市長と一般市民との考え方の隔たりというのを考えた場合に、どうしてもやはりこれはこの予算を認めてもらって、計上して、アルコールセンサーを買いたいという意思は強くお持ちなんですかということを最後にお聞きして、終わります。

◎議長(眞榮城德彦君)

これは質疑ですか。感想を述べられただけではないんですか。

(「購入したいのかと」の声あり)

◎市長(下地敏彦君)

ぜひともやりたいということで予算を計上しているところです。

◎議長(眞榮城德彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

何点か質疑をさせていただきます。

今市長がお答えになりましたアルコールセンサーの件から始めたいと思いますけれども、議案第58号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)の7ページ、総務費の職員福利厚生費、消耗品費として39万4,000円を計上していますけれども、これは額の問題じゃなくて、やっぱりこれは行政の姿勢の問題だというふうに私も考えます。ですから、当然公僕として、出社を、出勤をすると、働ける体制を整えておくのは、当然責任を持ってお一人お一人が職員としてそういう体制を整えておくべきだろうというふうに思っています。それで、市長が雇用者の責任というふうにおっしゃいましたけれども、まずは聞きたいんですが、140個のアルコールセンサーをどういうふうに、さまざま機器もあって、性能も違うというふうにも指摘も市民からもありますけれども、140個のアルコールセンサーをどういうふうにして配置をして、やろうというふうに具体的に思っていらっしゃるのか、これをまずお聞きしてですね、1点目はそれです。

2点目は、基本的に出勤までは責任だけれども、あとは市が雇用者としてというお話にあえて質疑しますけれども、そこまで、出勤して働ける体制を、ご自分が責任を持って職場に座ると、いる、活動するということになると、必要であるならば、ご自分で購入をすると、自分がそういうことが可能性があると、もしかしたら出かけても出勤の中でそういうことがあるという可能性があるんだったら、公費として一般財源から買うのではなくて、必要であれば、自覚して、ご自分が、ご自分で購入をするということが基本であろうと、あるべき姿であろうというふうに考えるので、この2点についてお聞きしたいと思います。

続いて、9ページの民生費の中の保育所費ですけれども、これについて私も重ねて質疑いたします。この事業、市が積極的に、沖縄県は待機児童の子が多い。宮古島市も現在48名ということですから、その解消についてということが最前提にあるわけなんですけれども、今宮古島市の公立の保育所を特に言うと、本採用と臨時職員の割合というのは本当に極めて危機的な状況にある。福祉部長がおっしゃったとおりだと思うんですけれども、じゃそれをやるのは、私は大いに活用して、保育士を育てていただきたいという思いですけれども、これはどういう方が対象となって、この補助を受け、そしてその研修を受けるのかですね、これはどういう方が対象となるのかが1点。

2点目、研修を受けて、資格を取るというんですか、資格を取った際、この方とのお約束は、市に戻ってこられて働くというところまでお約束ができて、この事業を受けるということになるのかが2点目。

3点目、この事業の見通しですね、この見通しをしっかり、今後の見通しはどう立っているかということを3点目にお聞きしたい。

4点目、これが一番重要なんですけれども、さっき福祉部長がくしくもおっしゃった、条件をどう整えていくかが、高齢化の話をされていたんですけど、そうじゃない。若い方たちでも、労働条件が整わなかったら、やっぱり就職するのもしづらいですし、してもやめていく率は高いですから、この労働条件を整えるというこの2つの柱があって、育てると、あとは労働条件を守ると、そのことが2つ柱にならないと、きちっとした保育環境というのは整わない。危機的な状況だと、公立保育所が立ち行かなくなるかもしれないと、ここまで思っていらっしゃるんであれば、こういう状況であれば、この2本柱がきちっとないといけないと思うんですが、この4点ですね。まず、1点目はどういう方が対象になるのか。2点目、研修後、資格を取った後、宮古島市で働くという、そういうお約束はどうなっているのか。3点目、この事業、今後の見通しをどう立てているのか。この額を立てたということは、一定程度これが具体化して、市の保育士がふえるであろうという前提でこの予算立てていると思いますので、3点目。4点目、もう一つの大きな柱である条件整備というものも考えて、これは極めて市長に係ることではあると思うんですけど、これを考えないと十分ではないということについては、これも含めて考えていくということかという4点目です。

次に、29ページの報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)なんですけども、内容はある程度、負担軽減という内容は説明をいただきました。これについて、全体にですね、市民にわかりやすく、対象となる割合が、全体からすると、負担軽減になる割合がどれぐらい、額も出ましたが、何%ぐらいが負担軽減になる、この条例が施行されると、こういうふうになると。逆に、負担増となる割合はないのかということについてお答えいただきたいと思います。

◎総務部長(村吉順栄君)

アルコールセンサーに関するご質疑にお答えします。

これについては、140個を購入しまして、各課が103課ございます。それに小学校、中学校合わせて137、 予備として3ということで、各課、各施設に配備しまして、先ほどから市長が答弁しているとおりですね、 使用者の責任もありますが、それを踏まえて、職員もそれだけ認識をもっと強く持っていただきたいとい う思いでの計上でございます。

◎福祉部長(譜久村基嗣君)

4点ほどございました。まず、1点目の受験資格の件ですが、地域限定型の保育士を目指す試験についての、通常の試験については従来の短大卒業見込みの者以上になりますが、地域限定型の保育士を目指すものについては、認可外保育施設、それから認可保育所、法人保育所を含めて、働きながら保育士を目指している受験を希望する人、これは申し込みの際に市長の了解、要するに審査会がありますから、そこで市長の認可が必要ということになります。それから、中学校卒業生であっても、今の話も一緒なんですが、その時期に経済的な理由、要因によって、専門学校とか短大に通えずに、単独で資格取得を目指すという方も対象になりますので、おおむね中卒であっても受ける、受験をする資格は得られるということになります。

それから、資格取得後、市に働くということは約束はできるもんだと思っています。ということは、県内であれば働くことはできるんですけども、市においては、考え方としては、公費を活用いたしまして受験資格を得て、保育士の資格を得るわけですから、宮古島市でおおむね3年間は勤めてもらいたいということを考えております。

それから、今後の見通しなんですが、このことについては、今回平成27年度に限っての県の事業でありますから、県のですね、子ども生活福祉部の話では、当分はこの制度はあるだろうということを想定して動いていますけども、まだその確実な返事は受けていません。ですから、あるだろうということで我々も、宮古島市としてもこの導入に踏み切った経緯がありますので、今後も引き続きやっていこうということで考えています。

それから、先ほど私、言葉をですね、訂正いたします。お年を召しているという言葉を訂正いたします。 定年退職をした方が多いということに変更したいと思います。変えたいと思います。が多い。潜在の保育 士については、定年退職後の保育士が多いということで、どうしても若い人たちを確保しようということ を訂正いたします。

議員がおっしゃる勤務条件の話なんです。4点目の勤務条件でありますが、当然勤務条件につきましては労働基準法、国の定めた労働基準法の、保育士の労働基準法の規定にのっとってするわけですが、宮古島市においてはどうしてもその確保に一番壁となるものが、保育士が不足しているがゆえに、勤務体制が雑といいますか、要するに3名でやることを2人でやるということはやっぱりしわ寄せがどちらかに来ますので、そういうことの壁があるということ。それが一番もう保育士を確保するということにつながりますけども、そういうことが1つ。それから、やっぱり賃金なんですよね。賃金が低いということは、公立、法人含めて、いつも問題になっていますけども、これはもう財政的な問題もありますので、引っ張り合い、要するに民間との引っ張り合いもやっぱり避けながらやっていく形になりますので、ただ議員がおっしゃるように、退職者が多い、多くなる傾向にありますので、その辺については新規採用者をふやす、人数を

ふやすということも協議していかなければならない時期かなというふうに考えています。

◎生活環境部長(平良哲則君)

国民健康保険税条例の改正に伴う影響でありますが、まず負担増になる世帯であります。これ医療分は、 賦課限度額が51万円から52万円になります。その影響を受ける世帯は4世帯ですね。それから、後期高齢 者支援分の影響、これは16万円から17万円でありますが、これの影響は9世帯であります。それから、介 護分、これは14万円から16万円で、これ9世帯の方が負担増になる世帯ということですね。

それから、軽減世帯でありますが、まず平成26年度末、2月末現在で、対象外の世帯が3,746世帯あります。それから、2割軽減世帯が1,169世帯、それから5割軽減世帯が2,131世帯、7割軽減世帯が5,344世帯で、合計で1万2,390世帯がありまして、条例改正に伴って、平成27年度は対象外世帯が3,646世帯、これは100世帯の減ですね、あります。それから、2割軽減世帯が1,162世帯、これは対象外から2割軽減に100世帯が入るということですね。5割軽減世帯が、2割軽減から5割に107世帯入りまして、2,238世帯になります。そして、今回の改正では7割軽減世帯が対象外でありますので、そのまま5,344世帯で、合計で1万2,390世帯というふうになっております。

◎亀濱玲子君

お答えいただきましたので、再質疑したいと思います。

まず1点目、総務費の消耗品費、アルコールセンサーですけど、これを出すに当たっては、恐らく庁議 で皆さんかけて、出されたと思うんですけど、自己責任で、まずまず自分で購入する、公務員の皆さんが、 必要であれば、必要でない人もいらっしゃるわけだから、必要であれば、自覚して、自分で購入をすると いうのが基本だという意見は庁議でも、これを出すに当たって、出なかったんですか。雇用者として市長 がそういうお考えを持っていらっしゃるけれども、でもやっぱり働く基本、必要であれば個人で購入をす ると、それがあるべき姿だということをその中で、まさか市の職員のほうから、こういうのを買って、各 課置いてくださいよと出たんですか。職員からの希望ですか、これは。もし雇用責任として市長の思いが 強いのはわかります。ですけれども、これは働く、公務員として、公僕として働く姿勢の大事な部分だと 思うんです。自分の責任で、必要であったら購入をして、はかると。ゼロということで、公用車を持つと いうことが基本なのではないかと。こういうことが普通の市民感覚ですよ。このことが、部長さんたちが 集まる庁議でも、いやいや、市長、こういうことはということの議論がないままに、こんなふうに出てき たのかと、ついこの内容については、余りにも市民の感覚と乖離があるというふうに思わざるを得ないん ですね。なので、自分で購入をするということについての、自分が必要な人が自分で購入をすると、職員 が、こういう議論はなかったか、これについてのことをお答えいただきたいと思います。こんなふうに細 かく、各、137個も配置するというような内容になっているのをやっぱりびっくりするわけですけれど、そ れについてお答えいただきたいと思います。

2点目ですね、民生費の児童福祉費の保育所費ですけれど、本当に地域限定型の保育士を育てると、育成するというのは、手を挙げていただいて、本当にありがたいと思っています。中学卒も資格を取る可能性があると、そしてまた地域でそれが働く職場が生まれてくるということについては、ぜひこれは、続くであろうという見通しと言っていますけど、ぜひこれ続ける、あるいはそれがなくても、引き続いて市がこれを続けるぐらいの覚悟でやっていかないと、保育士は育っていかないというふうに思うんですが、こ

この資格についてね、質疑したら、認可外保育所あるいは認可保育所で働いている方を基本に、対象の基本としているようですけれども、この資格を取ってきた後、これは例えば働く場所、現場は、認可外、認可、公立の保育所、どちらでもこれは働けるということになるのかということについて、この資格を取りに行く中に公立の保育所で働いている臨時の方というのは対象には、何か今の福祉部長の答弁だと、対象になっていないような感じがするんですが、これはそうなっているのか。また、戻ってこられて、資格を取られた後に働く現場は、認可外、認可、公立、どちらも選べて働けるという条件になっているのかですね、考えていらっしゃるのかですね、これについてお答えいただきたいと思います。

3点目の見通しは、そんなわけで、市がずっと続けていくという考えでいるというふうに確認をしてよろしいかということについて、3点目をお答えいただきたいと思います。

4点目の勤務体制が1番で、2番が賃金だというふうにおっしゃっていましたけれども、やっぱり基本、 労働条件の中の一番多く、宮古島で働きたいと思うのは、確かに厳しい、きついので、続かないというこ とも1つありますけれども、やっぱり正当に評価されていく賃金というのはとても大事な部分です。なの で、賃金の改正というか、見直しも含めて、両方考えてあげないと、これについては継続して働いていく という労働現場になっていかないのではないかというふうに思いますので、これについては極めて市長に 係る部分ではありますけれども、労働条件の一つで賃金の改正というものも、この育った若い保育士が続 けていけるということについてもこれは欠くことができないのではないかと思いますので、これについて はお答えいただきたいと思います。

◎市長(下地敏彦君)

補正予算を提出するに当たっては、当然庁議で話をして、決定をいたします。一番懸念しているのは、いかに注意をして、いかに研修をしても、なかなか直らないというこの現実を見た場合にですね、どうやったら効率的な形でこれをなくすことができるか、職員の意識をどうやって高めるかというのが最大の課題だと思うんですね。今までどおり、ただ注意喚起をする、研修をするというだけではだめだという危機感を持っているわけです。どうしてもこういう状況を打破したいと、そういうふうな意味で、まずはアルコールセンサーで十分意識を高めていきたい、そして事故をなくしたい、そういう思いで提案をして、庁議においてみんなの賛同を得たところであります。

◎副市長(長濱政治君)

保育士の養成ということでございますけれども、認可外、それから認可、それから公立、どちらでも働けるのかということですけども、これは雇用主と、それから本人との契約ですから、その契約が折り合えば働けると。できれば市としては、費用をかけて保育士を育てるわけですから、ぜひ市に戻ってきて働いていただきたいということになるかと思います。

それから、労働条件、勤務条件の改善ということでございますけども、これは当然私どもはわかっております。そして、アルバイト、賃金で働く人たちの賃金もですね、これまで上げてきた経緯がございます。そのように上げて、何とか確保しようということでございます。ただ、新規採用、特に今回の新保育士を育成した段階で、じゃその人たちを賃金の改定をして、改善を図るかということは、これは全体の問題にかかわりますよね。だから、全体の問題にかかわるということは、今賃金体系というふうなものがあるのはご存じだと思います。その中で検討するしかございません。だから、ここだけ飛び抜けた形で賃金を上

げるというわけにはちょっといかない。全体のバランスの中で考えるということになろうかと思います。 それから、今後の見通しですけれども、今後、県のほうが継続していきたいというふうなことですから、 市としても需要があるというふうに考えておりますので、ぜひ継続していきたいというふうに考えており ます。

◎亀濱玲子君

お答えいただきました。ありがとうございます。

当然、副市長、お聞きしたのは、全体の労働条件ですよね。新規採用の方だけを特別に高い賃金で雇用する、そういう意味ではなくて、全体をバランスとおっしゃったので、あえてお聞きしますけども、そのバランスを考えて、やっぱり公立保育園もこのままでは立ち行かないんじゃないかというぐらい現場の福祉部長は大変さ、危機感をお持ちでいらっしゃる。これは、とても大事なことです。本来ならば、これまでにこういう状態を招かないようにしてくるのが行政の仕事であったわけです、議会の仕事でもあったわけですけども、その改善がなかなか十分されていないということですから、ではこの賃金の見直すということについての、全体をですね、このお考えはあるかをお聞きします。これを、当然その必要性は感じているようなお答えでしたので、それについては全体の賃金を見直していくという考えを持っていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

さっき聞いたのでちょっと答弁漏れがある。認可外保育所、認可保育所の方が対象になる、あるいは中 学卒業も含めてそうですけど、なるということですけど、公立で働いていて、公立保育所でいる臨時職員 の若くて、これから資格を取りたいというような方たちもその可能性というか、対象にはなるのかという ことはさっきお聞きしたんですけど、これについてはお答えいただいていないので、これについての配慮 はあるのかということも少しお聞きしたいというふうに思います。

私がアルコールセンサーについてね、質疑しているのは、市民との感覚の乖離があるというのは、当然公務員として働いている皆さんの自覚喚起を促すというのが市長等々もご苦労されているところではあると思うんです。ですけれども、やはりそういう条件で、公僕として働いている以上、私はこれは個人で購入をして、自己責任においてご自分を管理して仕事に向かうということは、どうしてもこれは譲れないというか、この感覚が、一般財源、公費を使ってこういうことに充てるという感覚が、これは市民から随分乖離があるわけで、恐らく職員の中でもこういう議論がされた中で、自分自身の意識を変えていくということにもなるだろうというふうには思うんですけれども、基本としては一般財源、公費からこういうのに充てないと、つまりご自分の責任で自己管理をするということが基本である。購入するのであれば、個人で購入をするということについて、私はあえて、こういう意見は庁議で出なかったんですかと聞いたんですけど、市長の思いは、市長はご自分のお考えを繰り返していらっしゃいますけれども、あえてこれを指摘して、さっきの保育士の件はお答えいただきたいというふうに思います。2点ですね。

◎副市長(長濱政治君)

公立保育所で働いている人たちも対象か。対象です。

それから、全体のバランスで賃金体系を見直すかということですけれども、全体のバランスというのは、 市の職種がたくさんございます。その辺の中で考えるということでして、これは一概に市単独でやるとい うわけにはちょっといきません。これは、各市町村の流れもちょっと見ないといけないというところがご ざいます。突出してこっち、宮古島市だけでやるというわけにもいきませんし、もしそういうことによって、今度はまた民間のほうを圧迫するということもよくないということですので、一応は検討はしていきたいんですが、その周辺の動きというふうなものも考え合わせなければいけないというふうに思っております。

(議員の声あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

休憩します。

(休憩=午前11時38分)

再開します。

(再開=午前11時38分)

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光惠君

二、三点。議案第59号、(仮称) 宮古島市ごみ焼却施設等建設工事(管理棟 建築) 請負契約についてですけども、これは指名競争入札で指名されたと思いますが、JV何者が指名をされたのか、お聞きします。

それから、議案第58号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)の今問題になっているアルコールセンサーの予算39万4,000円、先ほど修正案も提案されておりますけども、この予算についてですね、市長提案じゃなくて、修正案が通った場合ですね、市長の補正予算が否決された場合、本市の業務に大きな影響が出る、あると市長はお考えですか。これについてお伺いをいたします。

◎市長(下地敏彦君)

ご質疑の趣旨がよくわからないんですけれども、これが仮に可決されなかったからといって、宮古島市の事業というのは膨大な事業がありますから、これが否決されたからといって、そんなに影響が出るとは思いません。これは、職員の意識をどうやって変えるかという部分が非常に大きな問題でありますし、公用車を管理している、職員を雇用しているという立場で、これはしっかりとやりたいということであります。

◎総務部長(村吉順栄君)

議案第59号、(仮称) 宮古島市ごみ焼却施設等建設工事(管理棟 建築) 請負契約についてにかかわる ご質疑にお答えします。

16共同企業体でございます。

◎前里光惠君

16共同企業体が指名されたということですが、このリストを議会に提出できますか。

それとですね、市長の答弁ですけども、先ほどからアルコールセンサーの導入についてですね、出勤した後に職員を検査して、もし酒気帯びであれば運転はさせないということをおっしゃっていますけども、運転はさせないけども、勤務はさせるということになりますと、酒気帯び出勤、勤務は認めていると、認められているというふうに捉えられるんですよね。この辺についてのご説明お願いします。

◎市長(下地敏彦君)

そういう話ではないと思うんですね。私、要するに市役所の管理下にある場合はそれをしっかりとやり たいということだけです。

◎総務部長(村吉順栄君)

指名しました16共同企業体のリストは提出できます。

◎前里光惠君

ぜひ議会のほうに提出していただきたいと思っております。

それから、工事請負仮契約書の中にですね、8、その他の中に、一番下の部分ですけども、特定建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を協同連帯して行うとありますけども、この特定建設工事共同企業体とはどのような企業体のことか、お伺いします。

それと、酒気帯び関係に関してですね、アルコールセンサーに関しては、宮古島市の職員は公僕として、 当然これはモラルの問題が先に問われると思うんですよね。酒気に関して、現在条例あるいは服務規程で どのように定めているのか。これは、もしないということであれば、これは条例化して、処分をするとい うぐらいの強い決意が必要であると思いますけども、現在どのようになっているのか、お伺いします。

◎総務部長(村吉順栄君)

特定建設工事共同企業体ということについてですが、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、 技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するために共同企業体を設立といいますか、新し い企業体を設置するものであります。建築の場合ですと、1億5,000万円以上が基準となります。

◎副市長(長濱政治君)

宮古島市職員懲戒分限審査委員会というのがございまして、その場合、違反をした人に対するペナルティーをそこで審査して、処分するということになっております。しかし、その場合、その事実がはっきりした、つまり特にわかりやすいのは、警察で検挙されたというところの彼らの、警察のしっかりとした調書ですね、それに基づいて、そして本人の弁明も聞きながら、いろいろ審査しながら、処分を決定するというところでございます。

◎議長(眞榮城德彦君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております6件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第58号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)及び議案第58号平成27年

度宮古島市一般会計補正予算(第2号)修正案に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

まず、議案第58号平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)修正案について挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

議案第58号平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(眞榮城德彦君)

挙手全員であります。

よって、議案第58号平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案について挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(眞榮城德彦君)

挙手全員であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第58号は修正可決されました。

次に、日程第4、議案第59号、(仮称) 宮古島市ごみ焼却施設等建設工事(管理棟 建築) 請負契約に ついてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第5、議案第60号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第6、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度宮古島市一般会計補 正予算(第1号))に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

次に、日程第7、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正 する条例)に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)に反対の立場から討論いたします。

今回の地方税法等の一部改正は、黒字企業に対して大減税、赤字企業と庶民に対しては大増税となるもので、全体の経済への影響が心配されているところであります。消費税は、景気の動向を見てというこれまでの確認がありましたけども、その文言がすっぱり削除されました。景気がどうあれ、10%への引き上げ、これを断行することになります。政府は、消費税増税に伴って、自動車業界の強い要求に沿って、自動車取得税の廃止に向けて、引き下げを要求してきました。それに応えた形での今回の引き下げになりますけども、軽自動車税の大幅引き上げはその見返りとして行われるものです。平成27年度以降の新車から実施されるものですけども、軽自動車への増税は、経費を削るために軽自動車に乗りかえてきた庶民に対して重い負担を課するものとなります。公共交通機関の衰退する地方または農村都市においては、軽自動車は通勤、通学、保育所の送迎、農作業に欠かせないものです。生活全般にわたって欠かせないものとなっています。ですから、2台、3台所有している世帯も少なくありません。消費税増税の上に軽自動車税の増税は、二重の負担を強いるものとして、この先送りは中止すべきだという立場で反対討論といたします。

○議長(眞榮城德彦君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第3号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(眞榮城德彦君)

挙手多数であります。

よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第8、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、 字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異 議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(眞榮城德彦君)

休憩します。

(休憩=午前11時53分)

再開します。

(再開=午後零時02分)

これをもって平成27年第3回宮古島市議会臨時会を閉会いたします。

(閉会=午後零時02分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成27年5月21日

宮古島市議会

議 長 眞榮城 徳 彦

議員高吉幸光

ル 粟 国 恒 広